

令和5・6年度 申請に必要な登録証・許可証一覧

| 業種コード | 業種名            | 種目コード | 種目名             | 登録証・許可証                                     | 関係法令               | 許可区分      |
|-------|----------------|-------|-----------------|---|--------------------|-----------|
| 110   | 測量             | 001   | 測量（登録有）         | 「測量業者登録通知」及び登録行政庁の受理印がある「測量業者登録申請書（第一面と別紙）」 | 測量法第55条の5          | 各事業所（営業所） |
| 120   | 建築コンサルタント（登録有） | 001   | 建築コンサルタント（登録有）  | 建築士事務所登録通知書                                 | 建築士法第23条の3         | 各事業所（営業所） |
| 130   | 建設コンサルタント（登録有） | 001   | 下水道部門           | 国土交通大臣（地方整備局長）の建設コンサルタント登録通知等の写し            | 建設コンサルタント登録規程第5条   |           |
|       |                | 002   | 建設環境部門          | 国土交通大臣（地方整備局長）の建設コンサルタント登録通知等の写し            | 建設コンサルタント登録規程第5条   |           |
|       |                | 003   | 機械部門            | 国土交通大臣（地方整備局長）の建設コンサルタント登録通知等の写し            | 建設コンサルタント登録規程第5条   |           |
|       |                | 004   | 鋼構造及びコンクリート部門   | 国土交通大臣（地方整備局長）の建設コンサルタント登録通知等の写し            | 建設コンサルタント登録規程第5条   |           |
|       |                | 005   | 上水道及び工業用水道部門    | 国土交通大臣（地方整備局長）の建設コンサルタント登録通知等の写し            | 建設コンサルタント登録規程第5条   |           |
|       |                | 006   | 施工計画、施工設備及び積算部門 | 国土交通大臣（地方整備局長）の建設コンサルタント登録通知等の写し            | 建設コンサルタント登録規程第5条   |           |
|       |                | 007   | 造園部門            | 国土交通大臣（地方整備局長）の建設コンサルタント登録通知等の写し            | 建設コンサルタント登録規程第5条   |           |
|       |                | 008   | 地質部門            | 国土交通大臣（地方整備局長）の建設コンサルタント登録通知等の写し            | 建設コンサルタント登録規程第5条   |           |
|       |                | 009   | 電気・電子部門         | 国土交通大臣（地方整備局長）の建設コンサルタント登録通知等の写し            | 建設コンサルタント登録規程第5条   |           |
|       |                | 010   | 電力土木部門          | 国土交通大臣（地方整備局長）の建設コンサルタント登録通知等の写し            | 建設コンサルタント登録規程第5条   |           |
|       |                | 011   | 道路部門            | 国土交通大臣（地方整備局長）の建設コンサルタント登録通知等の写し            | 建設コンサルタント登録規程第5条   |           |
|       |                | 012   | 都市計画及び地方計画部門    | 国土交通大臣（地方整備局長）の建設コンサルタント登録通知等の写し            | 建設コンサルタント登録規程第5条   |           |
|       |                | 013   | 土質及び基礎部門        | 国土交通大臣（地方整備局長）の建設コンサルタント登録通知等の写し            | 建設コンサルタント登録規程第5条   |           |
|       |                | 014   | 計量証明事業          | 都道府県知事等の登録通知等の写し                            | 計量法第109条           |           |
|       |                | 015   | 廃棄物部門           | 国土交通大臣（地方整備局長）の建設コンサルタント登録通知等の写し            | 建設コンサルタント登録規程第5条   |           |
| 140   | 地質調査（登録有）      | 001   | 地質調査（登録有）       | 国土交通大臣（地方整備局長）の地質調査業者登録の写し                  | 地質調査業者登録規程第5条      |           |
| 150   | 補償コンサルタント（登録有） | 001   | 営業補償・特殊補償部門     | 国土交通大臣（地方整備局長）の補償コンサルタント登録通知等の写し            | 補償コンサルタント登録規程第5条   |           |
|       |                | 002   | 機械工作物部門         | 国土交通大臣（地方整備局長）の補償コンサルタント登録通知等の写し            | 補償コンサルタント登録規程第5条   |           |
|       |                | 003   | 事業損失部門          | 国土交通大臣（地方整備局長）の補償コンサルタント登録通知等の写し            | 補償コンサルタント登録規程第5条   |           |
|       |                | 004   | 土地家屋調査          | 土地家屋調査士連合会発行の土地家屋調査士登録証明書の写し                | 土地家屋調査士法第8条第1項     |           |
|       |                | 005   | 土地調査部門          | 国土交通大臣（地方整備局長）の補償コンサルタント登録通知等の写し            | 補償コンサルタント登録規程第5条   |           |
|       |                | 006   | 土地評価部門          | 国土交通大臣（地方整備局長）の補償コンサルタント登録通知等の写し            | 補償コンサルタント登録規程第5条   |           |
|       |                | 007   | 物件部門            | 国土交通大臣（地方整備局長）の補償コンサルタント登録通知等の写し            | 補償コンサルタント登録規程第5条   |           |
|       |                | 008   | 不動産鑑定           | 国土交通大臣（地方整備局長）による登録通知の写し                    | 不動産の鑑定評価に関する法律第24条 |           |
|       |                | 009   | 補償関連部門          | 国土交通大臣（地方整備局長）の補償コンサルタント登録通知等の写し            | 補償コンサルタント登録規程第5条   |           |

注意※1 契約締結者が本店の場合、いずれかの事業所（営業所）が取得していれば可とします。  
 注意※2 契約締結者を置く都道府県知事の許可証の写しが必要となります。なお、個人の場合は、居住地の都道府県知事の許可証の写しが必要となります。  
 注意※3 許可証をお持ちの場合は提出してください。  
 ※この表は、登録に必要な登録証・証明証の例を一覧にしたものです。申請業務に必要な登録・許可等については、申請者においてよく確認のうえ、写しを添付してください。

令和5・6年度 申請に必要な登録証・許可証一覧

| 業種コード | 業種名       | 種目コード | 種目名        | 登録証・許可証   | 関係法令   | 許可区分          |
|-------|-----------|-------|------------|---|--|---------------|
| 004   | 雑貨・金物・園芸  | 006   | 塗料         | 毒物劇物販売業登録票の写し   | 毒物及び劇物取締法第4条   | 各事業所（営業所）注意※1 |
| 013   | 車両        | 009   | 車検・車両修理    | 自動車分解整備事業認証書の写し                                       | 道路運送車両法第78条第1項   | 各事業場          |
| 014   | 燃料        | 001   | ガソリン、軽油    | 石油製品販売業届出又は揮発油販売業登録証の写し                               | 石油の備蓄の確保等に関する法律第24条又は揮発油等の品質の確保等に関する法律第3条              |               |
|       |           | 002   | 灯油         | 石油製品販売業届出又は揮発油販売業登録証の写し                               | 石油の備蓄の確保等に関する法律第24条又は揮発油等の品質の確保等に関する法律第3条              |               |
|       |           | 003   | 重油         | 石油製品販売業届出又は揮発油販売業登録証の写し                               | 石油の備蓄の確保等に関する法律第24条又は揮発油等の品質の確保等に関する法律第3条              |               |
|       |           | 004   | ガス類        | 液化石油ガス販売事業登録又は高圧ガス製造許可又は高圧ガス販売事業届出の写し                 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条第1項又は高圧ガス保安法第5条第1項、第20条の4 |               |
| 015   | 電力        | 001   | 電力買受       | 小売電気事業を営もうとする者の登録についての写し                              | 電気事業法第2条の2   |               |
|       |           | 002   | 電力供給       | 小売電気事業を営もうとする者の登録についての写し                              | 電気事業法第2条の2   |               |
| 016   | 薬品・試薬等    | 001   | 工業用薬品      | 毒物劇物販売業登録票の写し   | 毒物及び劇物取締法第4条   | 各事業所（営業所）注意※1 |
|       |           | 003   | 殺虫剤        | 毒物劇物販売業登録票の写し   | 毒物及び劇物取締法第4条   | 各事業所（営業所）注意※1 |
|       |           | 004   | 除草剤        | 毒物劇物販売業登録票の写し   | 毒物及び劇物取締法第4条   | 各事業所（営業所）注意※1 |
|       |           | 005   | 一般用薬品      | 医薬品販売業許可証の写し又は薬局開設許可証の写し                              | 医療品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条及び第24条               | 各事業所（営業所）     |
|       |           | 006   | 排ガス処理剤     | 毒物劇物販売業登録票の写し（消石灰のみを取り扱う場合は不要）                        | 毒物及び劇物取締法第4条   | 各事業所（営業所）注意※1 |
|       |           | 007   | 水処理剤       | 毒物劇物販売業登録票の写し（液体窒素のみを取り扱う場合は不要）                       | 毒物及び劇物取締法第4条   | 各事業所（営業所）注意※1 |
|       |           | 008   | 焼却灰処理剤     | 毒物劇物販売業登録票の写し   | 毒物及び劇物取締法第4条   | 各事業所（営業所）注意※1 |
|       |           | 009   | 防疫剤        | 毒物劇物販売業登録票の写し   | 毒物及び劇物取締法第4条   | 各事業所（営業所）注意※1 |
|       |           | 010   | その他薬品      | 取り扱う薬品により必要な登録証・許可証                                   |  |               |
|       |           | 019   | 不用品買受      | 002   | 機械   | 古物商許可証の写し     |
|       |           | 003   | 自転車        | 古物商許可証の写し   | 古物営業法第3条第2項  | 各事業所（営業所）注意※2 |
|       |           | 006   | OA機器       | 古物商許可証の写し   | 古物営業法第3条第3項  | 各事業所（営業所）注意※2 |
| 022   | 清掃・消毒     | 010   | 浄化槽清掃      | 組合構成市町長の浄化槽清掃業許可証の写し                                  | 浄化槽法第35条   |               |
|       |           | 011   | 浄化槽保守      | 埼玉県知事又は越谷市長の浄化槽保守点検業登録証の写し                            | 浄化槽法第48条   |               |
|       |           | 012   | 貯水槽清掃保守    | 建築物飲料水貯水槽清掃業登録証の写し                                    | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2                            |               |
| 023   | 建物・施設総合管理 | 001   | 建物総合管理     | 建築物環境衛生総合管理業登録証又は建築物環境衛生管理技術者免状の写し                    | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第7条                               |               |
| 024   | 警備        | 001   | 機械警備       | 機械警備業届出書の写し   | 警備業法第40条   |               |
|       |           | 002   | 人的警備       | ①警備業認定証の写し<br>②埼玉県公安委員会の営業所の届出書の写し（埼玉県の警備業認定証でない場合のみ） | 警備業法第4条<br>警備業法第9条                                     |               |
| 025   | 建物設備保守点検  | 004   | 消防設備保守及び修繕 | 消防設備士甲種第1・4・5類及び乙種第6類の免状の写し                           | 消防法第17条の5  |               |

注意※1 契約締結者が本店の場合、いずれかの事業所（営業所）が取得していれば可とします。

注意※2 契約締結者を置く都道府県知事の許可証の写しが必要となります。なお、個人の場合は、居住地の都道府県知事の許可証の写しが必要となります。

注意※3 許可証をお持ちの場合は提出してください。

※この表は、登録に必要な登録証・証明証の例を一覧にしたものです。申請業務に必要な登録・許可等については、申請者においてよく確認のうえ、写しを添付してください。

令和5・6年度 申請に必要な登録証・許可証一覧

| 業種コード | 業種名      | 種目コード | 種目名           | 登録証・許可証                                       | 関係法令                      | 許可区分  |                                    |
|-------|----------|-------|---------------|---|---------------------------|---|------------------------------------|
| 027   | 廃棄物処理    | 001   | 一般廃棄物収集運搬     | 一般廃棄物収集運搬業許可証の写し                              | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項    | 注意※3  |                                    |
|       |          | 002   | 産業廃棄物収集運搬     | 【埼玉県知事又は越谷市長】の産業廃棄物収集運搬業許可証の写し                | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項   |   |                                    |
|       |          | 003   | 一般廃棄物処分       | 一般廃棄物処分業許可証の写し                                | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項    | 注意※3  |                                    |
|       |          | 004   | 産業廃棄物処分       | 都道府県知事等の産業廃棄物処分業許可証の写し                        | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項   |   |                                    |
|       |          | 005   | 特別管理産業廃棄物収集運搬 | 【埼玉県知事又は越谷市長】の特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証の写し            | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項 |   |                                    |
|       |          | 006   | 特別管理産業廃棄物処分   | 都道府県知事等の特別管理産業廃棄物処分業許可証の写し                    | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項 |   |                                    |
|       |          | 008   | 一般廃棄物再生処理     | ①   | ①一般廃棄物収集運搬業許可証の写し         | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項                                    | 注意※3                               |
|       |          |       |               | ②   | ②一般廃棄物処分業許可証の写し           | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項                                    | 注意※3                               |
|       |          |       |               | 009   | 産業廃棄物再生処理                 | ①【埼玉県知事又は越谷市長】産業廃棄物収集運搬業許可証の写し<br>②都道府県知事等の産業廃棄物処分業許可証の写し | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項<br>建設業法第3条 |
| 029   | リース・レンタル | 004   | プレハブ・倉庫       | 建築工事業の経営事項審査総合評価値通知書の写し及び建設業許可通知書又は許可証明書(写し可) | 建設業法第3条                   | 各事業所(営業所)   |                                    |
| 035   | 旅客運輸     | 001   | 観光バス運行        | 一般貸切旅客自動車運送事業の許可の写し                           | 道路運送法第4条                  |   |                                    |
|       |          | 002   | 送迎バス運行        | 一般乗合旅客自動車運送事業の許可の写し                           | 道路運送法第4条                  |   |                                    |
| 038   | クリーニング   | 001   | クリーニング        | クリーニング所開設届出書の写し                               | クリーニング業法第5条               |   |                                    |

注意※1 契約締結者が本店の場合、いずれかの事業所(営業所)が取得していれば可とします。

注意※2 契約締結者を置く都道府県知事の許可証の写しが必要となります。なお、個人の場合は、居住地の都道府県知事の許可証の写しが必要となります。

注意※3 許可証をお持ちの場合は提出してください。

※この表は、登録に必要な登録証・証明証の例を一覧にしたものです。申請業務に必要な登録・許可等については、申請者においてよく確認のうえ、写しを添付してください。